

## 専攻科支援金申請書と課税証明書等の提出について

平素は本校の教育にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

専攻科支援金を受給するための申請書類を配布します。下記および別紙の注意事項を参考に、下記提出期限までにご提出下さい。

### ◆ この封筒に入れて持参提出するもの

- 生活保護を受けている世帯 → 「様式1」と「生活保護受給者証」※

※ 生活保護受給世帯は課税証明書の提出は必要ありません。

- 申請しない人（国からの就学支援金を受け取らない人） → 「様式1」のみ ※

※ 「様式1」の「就学支援金の受給資格の認定を申請しません」に✓して、生徒の氏名のみ記載（他は空白可）

- 上記以外の世帯 → 「様式1」と課税証明書

※ 同封の記入例をよく読んですべて記入および課税証明書を添付して提出。

※ 同封の「大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金について（別紙）」の記入上の注意もよく読んで記入して下さい。

※ 住民税の申告をしている必要があります。住民税の申告ができていないかわからない方は、市役所等の住民税担当窓口にお問い合わせ下さい。収入がない方も同窓口で「授業料の申請を受けるためにいわゆる『ゼロ申告』が必要です」と申し出て申告して下さい。

### ◆ 提出期限と提出方法

- 2021年4月27日（火）（厳守）
- 配布された封筒に入れて本校事務室に直接持参して事務室提出用ボックスに投函。
- 不備がある場合は事務室から連絡します。数日で修正し再提出する必要があります。

### ◆ その他注意事項

- 期日までに提出できない場合、専攻科支援金を受給できず、授業料等について全額自己負担となる場合があります。ご注意ください。
- 今後、下記の事情変更が生じた場合は速やかに事務室まで届け出て下さい。
  - ・ 所得の修正申告や税額の更正決定などがあった場合
  - ・ 離婚・死別・養子縁組等による保護者等の変更があった場合
  - ・ 生活保護法に基づく保護(生活扶助)を受けることになった場合
  - ・ 生活保護法に基づく保護(生活扶助)が停止された場合
  - ・ 転居した場合